

庄内町告示第93号

令和3年度庄内町あらなべ内川アサザの会交付金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

庄内町長 原 田 眞 樹

令和3年度庄内町あらなべ内川アサザの会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、荒鍋内川の保全及び維持管理を行い、併せて環境学習の拠点づくりを図ることを目的に事業を実施するあらなべ内川アサザの会に対し、予算の範囲内で令和3年度庄内町あらなべ内川アサザの会交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象経費)

第2条 交付金の交付対象となる経費は、あらなべ内川アサザの会が実施する荒鍋内川の保全活動及び維持管理に関する事業に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 会議費（茶菓代以外の飲食費を除く。）
- (2) 報償費、役務費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が相当と認める経費

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、4万円以内の額とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）

(実績報告)

第5条 規則第13条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）

(概算払)

第6条 町長は、必要と認めるときは、交付金の概算払をすることができる。

2 規則第5条第1項の規定による交付金の交付の決定を受けたあらなべ内川アサザの会は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、令和3年度庄内町あらなべ内川アサザの会交付金概算払請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条、第5条関係）

事業計画（実績）書

1 目 的	
2 事 業 内 容	
3 事 業 費 等	

様式第2号（第4条、第5条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

年 月 日

庄内町長 宛

住 所
団体名
代表者氏名 ⑩
電話

令和3年度庄内町あらなべ内川アサザの会交付金概算払請求書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知のあった令和3年度庄内町あらなべ内川アサザの会交付金について、令和3年度庄内町あらなべ内川アサザの会交付金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 既受領済額 円
- 3 今回請求額 円
- 4 残 額 円
- 5 概算払を必要とする理由

6 振 込 先

金融機関名		店 名	
種 目	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
フリガナ			
口座名義			